

別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
601	騒音防止方法の改善命令①	騒音規制法（昭和43年法律第98号）	第12条第2項	×ア	環境林務課環境衛生係	
602	騒音防止方法の改善命令②	騒音規制法（昭和43年法律第98号）	第15条第2項	×ア	環境林務課環境衛生係	
603	振動防止方法の改善命令①	振動規制法（昭和51年法律第64号）	第12条第2項	×ア	環境林務課環境衛生係	
604	振動防止方法の改善命令②	振動規制法（昭和51年法律第64号）	第15条第2項	×ア	環境林務課環境衛生係	
605	悪臭排出物質減少措置の実施命令	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	第8条第2項	×ア	環境林務課環境衛生係	
606	墓地等の使用制限、使用禁止又は許可の取消し	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）	第19条	×イ	環境林務課環境衛生係	
607	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条の3	×ア	環境林務課廃棄物対策係	
608	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第7条の4	×ア	環境林務課廃棄物対策係	
609	一般廃棄物処理業者への改善命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第19条の3第1号	×ア	環境林務課廃棄物対策係	
610	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等による支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第19条の4、第19条の4の2	×ア	環境林務課廃棄物対策係	
611	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第19条の7	×ア	環境林務課廃棄物対策係	
614	浄化槽の清掃についての必要な指示	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第41条第1項	×ウ	環境林務課廃棄物対策係	
615	浄化槽清掃業の許可の取消し	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第41条第2項	×ア	環境林務課廃棄物対策係	
616	伐採計画の変更命令	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の9第1項	×ア	環境林務課林政係	
617	伐採計画の遵守命令	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の9第3項	×ア	環境林務課林政係	
618	施業実施協定の認可の取消し	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の11の16第1項	×ア	環境林務課林政係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
619	森林経営計画の認定の取消し	森林法（昭和26年法律第249号）	第16条	× ア	環境林務課林政係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの